

公害防止協定・細目規程 対照表

	公害防止協定	細目規程(案)
趣旨	山梨県(以下「甲」という。)、財団法人山梨県環境整備事業団(以下「乙」という。))及び北杜市(以下「丙」という。))は、乙が北杜市明野町浅尾字浅尾原5260番地外に設置する明野廃棄物最終処分場(仮称)(以下「処分場」という。))に関して、次のとおり公害防止協定を締結する。	財団法人山梨県環境整備事業団(以下「事業団」という。))は、明野廃棄物最終処分場(仮称)に係る公害防止協定書(以下「協定書」という。))第14条の規定に基づき、次のとおり細目的事項を定めるものとする。
基本項目	(目的) 第1条 この協定は、処分場の建設及び運営に関して、公害の発生を未然に防止し、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。 (基本的事項) 第2条 乙は、処分場の建設及び運営に関して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年制令第300号)第4条の6に定める生活環境の保全を目的とする法令、山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和50年山梨県条例第12号)及び本協定に定める事項を遵守するものとする。 (受入廃棄物) 第3条 乙が受け入れる廃棄物は、山梨県内において排出される廃棄物であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物及び同条第4項に規定する産業廃棄物のうち、別表1に掲げる種類のものとし、その受入基準については別に定める。 (廃棄物の埋立期間) 第4条 乙が、廃棄物の埋立処分を行うことができる期間は、埋立を開始したときから5. 5年以内とする。	(廃棄物の受入基準) 第2条 事業団が埋立処分を行う廃棄物は、廃棄物処理法のほか別表1に定める受入基準に適合するものとする。

基本的事項	(処分場の管理体制等) 第5条 乙は、地域住民の生活環境の保全を図るため、処分場の建設及び運営に係る管理体制を確立するとともに、必要な設備及び機器を整備するものとする。 2 乙は、浸出水処理施設から排出する放流水について、別表2に定める浸出水処理施設放流水の水質基準に適合するよう処理するものとする。	(管理体制) 第1条 事業団は、明野廃棄物最終処分場(仮称)(以下「処分場」という。)内に管理事務所を設け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)第21条に定める技術管理者を置くとともに、受入検査を行う職員を常駐させるものとする。
受入廃棄物の搬		(受入廃棄物の事前審査等) 第3条 事業団は、廃棄物の適正処理を図るため、受入基準に適合する廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)と事前に委託契約を締結し、原則として委託契約を締結した排出事業者以外の搬入を認めないものとする。 2 事業団は、前項の委託契約を締結するに際し、排出事業者から契約申込書及び次に掲げる書類を提出させるものとする。 一 廃棄物物性・安全データシート 二 廃棄物溶出試験等成績書(汚泥等) 三 搬入車両の車検証の写し 四 委託運搬の場合は、委託業者の廃棄物収集運搬業の許可証の写し 五 その他廃棄物の特定のため必要と認める書類 3 事業団は、前項の規定により提出された書類を審査し、受入基準に適合した廃棄物のみを埋立処分を行う廃棄物として特定するものとする。 4 廃棄物の特定のため必要があると認めるときは、現地調査を行い、排出工程、廃棄物の性状及び有害物質の使用状況を確認するとともに、埋立処分を行う廃棄物についてはその試料の採取を行い、溶出試験等を実施するものとする。 (営業日及び受付時間等) 第4条 処分場の営業日及び受入時間等は、次に掲げるとおりと 一 営業日 月曜日から金曜日まで(休業日を除く。) 二 受付時間 午前9時から11時30分まで及び午後1時から4時 三 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

入管理 処分場の管理方法		(搬入車両規制) 第5条 廃棄物を搬入する車両(以下「搬入車両」という。)の処分場への入場又は退場の経路は、別紙経路図のとおりとする。 2 事業団は、搬入車両を登録するものとし、原則として登録した搬入車両以外の車両による搬入は認めないものとする。 3 事業団は、搬入車両の運転管理者及び運転者に、事業団が実施する運転者講習会を受講させるものとし、その受講者以外の者が運転する車両による搬入は認めないものとする。 4 事業団は、搬入車両が処分場から退場するに際し、当該車両のタイヤ等に付着した泥等により、処分場外の道路等を汚さないよう洗車施設を設置し、当該車両には必ずその施設を使用させるものとする。
		(廃棄物の搬入管理) 第6条 事業団は、廃棄物を受け入れるに当たって、受付の時点及び埋立地への搬入の時点で目視検査を行うとともに、必要に応じて抜き取り検査を行うものとし、委託契約に記載された事項と相違する事実が判明したときは、その搬入を認めないものとする。 2 事業団は、第3条第3項で特定した廃棄物を、原則として他の廃棄物と混合して搬入させてはならない。 3 事業団は、処分場の出入口にゲートを設置し、一日の作業が終了した後、閉鎖するものとする。
	緊急時等の受入	(緊急時等の受入) 第7条 事業団は、第2条から前条までの規定にかかわらず、天災その他やむを得ない事由により廃棄物を埋立処分しなければならないときは、北杜市(以下「市」という。)と協議の上、受け入れることができるものとする。
廃棄物の		(埋立後の覆土の方法) 第8条 事業団は、廃棄物の飛散を防止するため、一日の埋立作業を終了した後、覆土を行うものとする。 2 事業団は、埋立処分を行った廃棄物の各層の厚さを3m以下とし、中間覆土を0.5m以上行い、最終覆土を1m以上行うものとする。

埋立管理		(浸出水処理施設の運転期間) 第14条 事業団は、廃棄物処理法の規定による廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けるまでの間、浸出水処理施設の運転を行うものとし、当該施設の運転を停止する時期については、市と協議の上、定めるものとする。
環境モニタリング		(環境モニタリングの実施等) 第9条 事業団は、放流水等の水質検査等の環境モニタリングを別表2から別表11までに定めるとおり実施し、定期的に、その結果を市に報告するものとする。 2 事業団は、前項の調査結果に異状を認めたときは、直ちに山梨県(以下「県」という。)及び市に通報するとともに、その原因を究明して必要な措置を講ずるものとする。 3 事業団は、前項の場合において、生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、直ちに地域住民に周知するものとする。
措置要求	(生活環境保全のための措置) 第6条 丙は、処分場を原因とする生活環境の保全上の支障が発生するおそれがあると認められるときは、乙に対し、その支障発生の防止のために必要な措置を求めることができるものとする。 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、直ちに丙と協議のうえ、必要な措置を講ずるものとする。	
緊急時の措置	(事故が生じた場合の措置) 第7条 乙は、処分場の施設に故障、破損その他の事故が発生したことにより、生活環境の保全上の支障が生じたとき又はそのおそれがあるときは、甲及び丙と協議し、地域住民の生活環境の保全を図るために操業停止その他必要な措置を講ずるとともに、その状況を甲及び丙に報告するものとする。 2 処分場の施設に事故が生じたことにより、丙が設置する水道水源が汚染されるおそれが判明したときは、乙は速やかに、これに代わる水源を確保するものとする。	(天災等の安全対策) 第10条 事業団は、天災等により、地域住民に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに処分場への廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずるものとし、県及び市により必要な措置が適確に講じられたと認められるまでの間、廃棄物の受け入れを行わないものとする。

地域による安全確保のための仕組み	立入調査等	(立入調査等) 第8条 丙は、地域住民の生活環境の保全を図るため、乙に対し必要な報告をさせることができる。 2 乙は、丙が地域住民の生活環境の保全を図るため必要と認める場合、丙の職員及び丙の指定する地域住民等の処分場への立入調査を受け入れるものとする。	(立入調査等) 第11条 事業団は、協定書第8条に規定する立入調査において、市の職員等から請求があったときは、廃棄物その他の試料の採取を認め、及び必要に応じて施設の維持管理に関する資料の閲覧を行わせ、又はその写しを提供するものとする。
	地域住民等による監視	(安全管理委員会の設置) 第9条 乙は、処分場の建設及び運営について、地域住民や専門家の意見を聴くことにより、安全面に万全を期するため、甲、乙、丙(地域住民の代表を含む。)及び専門家からなる安全管理委員会を設置するものとする。 (苦情処理) 第10条 乙は、処分場に関して、地域住民から苦情を受けたときは、誠意をもってこれに対応するものとする。 (情報公開) 第11条 乙は、処分場が廃止されるまでの間、各種測定結果及び受入廃棄物の状況の記録を住民に公表するものとする。	(苦情処理等) 第12条 苦情等については、管理事務所に窓口を設置し、必要に応じて関係機関と連絡調整を図りながら、迅速かつ適切に対応するものとする。 (情報公開) 第13条 協定書第11条に規定する各種測定結果及び受入廃棄物の状況の記録の公表は、管理事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。
	その他	(損害賠償) 第12条 乙は、処分場を原因とする生活環境の保全上の支障が生じ、地域住民に損害を与えた場合は、甲の指導、助言、その他必要な支援を得て、誠意をもってその損害を賠償するものとする。 (協定違反時の措置) 第13条 丙は、乙がこの協定に違反したときは、乙から事情を聴取した上で、改善措置が講ぜられ又は違反状態が解消されるまでの間の操業停止を指示することができるものとする。	

その他	(細目規定) 第14条 乙は、この協定に定める事項の実施に関し必要な細目的事項について、第9条に規定する安全管理委員会の意見を聴いた上で、別に定めるものとする。 2 前項の規定は細目的事項の変更について準用する。 (その他) 第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたとき若しくは協定を改定する必要があるときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。	
------------	--	--